

県発注工事等における談合防止対策について

～これまでの検証と今後取り組むべき対策～
(最終報告)

平成25年 2 月 4 日

高知県談合防止対策検討委員会

～ 目 次 ～

1. はじめに	1～2頁
2. これまでの県の取組の検証	3～4頁
(1) 談合情報対応マニュアルの改訂	
(2) 公正な取引の徹底などコンプライアンスのさらなる確立	
3. 今後取り組むべき談合防止対策	4～11頁
(1) 入札制度の見直し	4頁
① 談合が行われにくい入札制度の見直し	
ア 競争性の確保	
(ア) 入札参加資格の拡大	
(イ) 一般競争入札の対象工事の拡大	
(ウ) 一般競争入札の地域要件の設定範囲の拡大	
(エ) 指名競争入札の指名業者数の拡大	
(オ) 予定価格の事後公表の拡大	
イ 事業者が自己評価できない総合評価方式の施工計画の配点等の拡大	
ウ 総合評価方式における企業の評価点等の公表事項の制限	
② 談合の有無をチェックできる入札制度の見直し	
③ 談合を行うに至った原因・背景に対応した入札制度の見直し	
ア ダンピング受注の防止	
(ア) 調査基準価格について	
(イ) 予定価格の上限拘束性について	
(ウ) 総合評価方式における評価値の算出方法の変更	
イ 事業者の経営力の強化（協業化及び合併の促進等）	
④ 適切な入札手続の執行（総合評価方式の施工計画の審査手順の見直し）	
(2) ペナルティーの強化	9頁
① 指名停止期間の見直し	
② 独占禁止法における再度の違反に対するペナルティーの強化	
ア 指名停止	
イ 賠償金	
③ 主導的立場に対するペナルティーの強化	
④ その他のペナルティーの強化	
ア 指名停止事由の追加	
イ 総合評価方式における減点項目の新設	
ウ 入札参加資格における地域点数の減点	
(3) コンプライアンスの徹底	11頁
4. 終わりに	12頁
<資料>	
高知県談合防止対策検討委員会設置要綱	13頁
委員名簿	14頁
審議経過	15頁

1. はじめに

公正取引委員会は、平成23年12月6日に高知県内の複数の建設業者とその関係先に対して、独占禁止法違反の疑いにより立ち入り検査を実施し、平成24年10月17日、県内建設業者など44者が同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令等を行った。

県内の多くの大手建設業者が談合に関与していたとされたことで、建設業界全体に対する県民の信頼を著しく損なうこととなり、当委員会としても非常に残念な思いである。二度とこのようなことが起こらないように、襟を正し、自ら再発防止に向けて具体的な対策を講じるとともに、県民の建設業界への信頼回復に向けて全力を注ぐ必要がある。

現在、建設業界をあげて再発防止に向けコンプライアンスの確立に取り組んでいるところであり、高知県建設業協会においては、改善計画書を策定し、これまで倫理委員会の設置や公益通報制度の創設などの取組が動き始めている。

こうした最中、平成22年11月の越知町発注工事で談合が行われたとして建設業者が逮捕される事件が発生し、また、先の公正取引委員会の処分後に開札された国土交通省発注工事において、談合が疑われ、公正な入札環境が確保できないとして入札手続が取りやめとなっている。

建設業界においては、引き続き、しっかりとコンプライアンスの確立に向けて取り組んでいただく必要がある。そのためにも、高知県建設業協会の改善計画書に基づく取組が、さらに具体的な対策や対応として県民の目に見える形になることが重要であり、県においても、建設業界の取組を検証・支援しながら、さらにきめ細かい談合防止対策を講じる必要がある。

当委員会は、平成24年2月に、高知県が実施する談合防止対策その他入札制度の改善等について検討し、県に意見を述べることを目的に設置され、これまで12回の検討を行った。

平成24年3月には、談合防止対策の基本的な方向と早急に実施すべき談合防止対策についての意見を「第1回取りまとめ」として県に報告し、早急に実施すべき対策として「コンプライアンスの徹底」と「談合情報対応マニュアルの改訂」の必要性などを示し、同年12月には、県がさらに取り組むべき談合防止対策として、入札制度の見直しやペナルティーの強化などについて、課題と一定の方向性を「第2回取りまとめ」として示した。

今回は、その後3回にわたって個別の対策について議論してきた結果やこれまでの県の取組の検証を合わせて「最終報告」として報告する。

談合の防止は、ひとえに各事業者及び建設業界の倫理意識の高揚によるべきところが大きく、各関係者にはコンプライアンスの確立に向けて真摯に取り組んでいたきたい。県としてもコンプライアンスの確立に向けた建設業界の取組を支援するとともに、談合が二度と起こらない環境づくりに向け、談合防止対策や入札契約制度の改善等に取り組んでいく必要がある。

2. これまでの県の実施の検証

当委員会が「第1回取りまとめ」において提言した談合情報対応マニュアルの改訂及びコンプライアンスの徹底については、次に示すとおり、順次実施されている。

談合情報の取扱いについては、マニュアルの改訂が行われ、調査対象範囲を拡大し、発注機関自らが入札結果等から調査することとし、併せて公正取引委員会や警察本部にも情報提供する仕組みとなっており、監視機能が強化されていると認められる。

また、コンプライアンスのさらなる確立に向けても、事業者向けの研修会を実施するとともに、県の要請に応じて高知県建設業協会からは「法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書」が示され、独占禁止法違反とされた全事業者からは、「コンプライアンスの確立に向けた基本方針」が示されるなど、県の業界に対する取組が実施されている。

事業者向けの研修については、県の入札参加資格を有する事業者の参加率が6割程度と低調であると認められるので、研修の継続的な実施とさらなる取組の強化が必要である。

また、高知県建設業協会から示された改善計画書や事業者から示された基本方針に基づき、それぞれが具体的にどう取り組んでいるのかを県としても検証するとともに、積極的に支援をしていく必要がある。

(1) 談合情報対応マニュアルの改訂 (H24. 4. 1施行)

- ① 外部からの談合情報によらずに対応する規定の整備
 - ・ 外部からの談合情報によらずに対応する談合疑義事実に関する規定を設け、発注機関が談合疑義事実を把握した場合は、部長等で組織する「談合情報等調査委員会」に報告（取扱い件数：43件（H25. 1. 27現在））
 - ・ 談合情報等調査委員会は、報告内容を過去の落札状況や経緯等から総合的に判断し、調査の必要性や調査方法等を決定し、発注機関に対応を指示
- ② 外部からの談合情報の調査対象範囲の拡大
 - ・ 外部からの談合情報は、信憑性等を限定的に捉えることなく、すべてを談合情報等調査委員会に報告（取扱い件数：3件（H25. 1. 27現在））
- ③ 高知県談合情報審査会の機能強化
 - ・ 談合情報等対応マニュアルの運用状況の報告を受け、マニュアルの改訂等について意見を述べる機能を追加
- ④ 公正取引委員会及び警察本部との連携
 - ・ 公正取引委員会に加え、警察本部への情報提供をマニュアルに規定
 - ・ 明らかに談合の疑いがないと判断できるものを除き、すべての談合情報等を提供（通報件数：談合疑義事実38件、談合情報3件（H25. 1. 27現在））

(2) 公正な取引の徹底などコンプライアンスのさらなる確立

- ① 関係団体に対し、法令遵守と研修計画策定の要請 (H24. 4. 10)
- ② コンプライアンス研修の実施
 - ・ 事業者を対象とする研修 (H24. 7. 23～25 1,505名参加)
 - ・ 県職員を対象とする研修 (H24. 9. 5～6 481名参加)
- ③ 関係者へのコンプライアンス確立に向けた要請 (H24. 11. 5)

- ・ 高知県建設業協会に対し、改善計画書の策定を要請
(H24. 11. 14 改善計画書の骨子を県に提出)
(H25. 1. 22 改善計画書を県に提出)
- ・ 違反行為者に対し、基本方針の策定を要請
(提出事業者数：37者中37者)
- ・ 関係団体（高知県建設業協会を除く。）及び高知県入札参加資格事業者に対し、コンプライアンス確立に向けた取組の推進を要請

3. 今後取り組むべき談合防止対策

県では、これまで入札制度には公平性・競争性・透明性に重点を置きながら、制度改正を重ねてきた。その基本方針は維持しながらも、どうすれば談合が行われにくくなるのか、談合が行われた背景などからどうすれば談合しなくてもすむ環境づくりができるのかという視点から、入札制度、ペナルティー、コンプライアンスを中心に課題を整理し、昨年11月に県が行った事業者からの聞き取り調査の結果も参考にしながら、進むべき方向性について検討を行ってきた。

今般の独占禁止法違反の事案については、県発注工事においては、土木一式工事のA等級に格付けされた事業者が談合を行ったとされたものであるが、本年1月に発覚した越知町の談合事件や、国土交通省発注工事の入札手続取りやめの件を踏まえると、談合防止対策として、全般的な視点を持って入札制度等の見直しを行う必要があると改めて感じているところである。

(1) 入札制度の見直し

① 談合が行われにくい入札制度の見直し

ア 競争性の確保

(ア) 入札参加資格の拡大

今回、県発注工事において独占禁止法違反とされた事業者は、すべて当時の土木一式A等級の事業者である。

土木一式A等級の事業者のみを入札参加資格とする工事は、一般競争入札（総合評価方式）で、地域要件の設定もない。

このため、A等級を対象とした入札における競争性を高めるため、A等級対象工事の一部に、現在特例で1億円以上の工事に参加を認めているB等級同士のJVの参加を認めるなどの工夫を検討する必要がある。B等級同士のJVの参加を認めれば、入札参加希望者の把握は困難となる。

(イ) 一般競争入札の対象工事の拡大

現在、県では、原則5,000万円以上の工事を一般競争入札とし、1,000万円以上5,000万円未満の工事についても一般競争入札とすることができることとしている。

一般競争入札は、指名競争入札と比べ手続の透明性が高く、発注者の裁量の余地が少ないこと、入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者に門戸を開き、競争性が確保されることなどの特長を有している。

このため、競争性・透明性を確保し、談合を防止する観点からは、一般競争入札をできるだけ拡大すべきである。

県が談合情報等対応マニュアルに則り事業者から事情聴取を行った指名競争入札では、受注意欲が乏しく、見積書を作成せずに応札する事業者が少なからずいたとのことであり、結果として競争性が十分発揮されていないことが認められ、また、指名の機会の少なさに不満を持つ事業者もあるとのことである。このため、競争性の確保等の観点からは、少額のものも含め原則一般競争入札とすることが適当であると考ええる。

しかし、一方で、一般競争入札の拡大により、県の事務量の増大に繋がることや工事の内容によっては指名競争入札とすることが適当なものもあること、また、地域の防災力を確保する視点を持つ必要性もあることから、これらを県で総合的に考慮しつつも、事務手続の簡素化の検討と併せて、原則一般競争入札とする下限の額を段階的に引き下げるなどの工夫を行うべきである。

(ウ) 一般競争入札の地域要件の設定範囲の拡大

現在、県の土木一式工事では、A等級の事業者を入札参加資格の要件とする場合は、地域要件は設定しないが、B等級以下の事業者を入札参加資格の要件とする場合は、入札に参加できる事業者の所在地の範囲を土木事務所の所内事務所の範囲とするなどの地域要件を設定している。

これまで、B等級を入札参加資格とする場合は、ほとんどが所内事務所の範囲とされており、入札参加資格を有する事業者が少ない事務所では8者という状況である。

入札参加希望者が入札に参加できる地域の範囲が狭ければ、地域密着の度合いは濃くなり、談合の誘因ともなるため、入札参加資格要件の設定において、入札に参加できる地域の範囲を広げ、受注意欲のある競争参加者を増やすことにより、実質的な競争性を高めることが適当と考える。

しかし、一方で、地域防災力の維持・確保の視点も考慮し、地域ごとの建設業者数や工事の内容に応じて、競争性が十分確保されるよう地域要件などの入札参加資格を見直すことが適当である。

(エ) 指名競争入札の指名業者数の拡大

現在、県の工事における指名競争入札の指名業者数は、2,000万円未満の場合は8者、2,000万円以上の場合は10者と固定されている。

指名業者数が固定されていることで指名された事業者の特定が容易となり、談合の誘因ともなる。

県における談合情報等対応マニュアルに則った事業者からの事情聴取において、工事内容や施工場所から、どこの事業者が指名されているか大体想像がつくとの話も聞かれている。

ついては、指名業者数は下限のみ規定することで、指名業者が類推しにくくなるようにすることが適当である。

(オ) 予定価格の事後公表の拡大

予定価格を、事前公表すれば低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を類推することが容易となる。これにより、当該価格近傍へ入札が誘導されることや、見積を行わずとも入札価格を決定することが可能となること、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った競争参加者が受注する事態が生じるなど、真の技術力、経営力を高める努力を怠るという弊害が生じ得る。

こうしたことから、国からも事前公表は取りやめるようにとの通知が出されている。

都道府県では、予定価格を事前公表としているのは21団体、事後公表としているのは17団体、事前・事後を併用しているのは本県を含め9団体である。

県の予定価格の公表は、事前公表を原則としているが、試行として5,000万円以上の工事では事後公表としている。

適正な競争性の確保や積算能力の向上等の観点からは、事後公表の対象を拡大することが適当である。他方、事後公表を拡大すれば、予定価格を探るために競争参加者等から発注者への働きかけの誘因となる懸念もある。

しかしながら、発注者、受注者の双方が、ともにコンプライアンスの確立に向けて取り組んでいるところであり、現時点では事後公表の拡大は可能であると考ええる。

イ 事業者が自己評価できない総合評価方式の施工計画の配点等の拡大

総合評価方式における施工計画は、施工の確実性を確保するため、事前に施工上の課題に関する提案などを求め、県の技術審査会において評価している。その評価点は、過去の公表資料によっても事業者が類推しにくい項目であるが、今回の事案では、事業者からの聞き取り調査により、自社を0点、他者を満点として、入札価格を決定していたことが分かった。

県が評価する施工計画の配点の比重を大きくすれば、仮に同様の方法が採られたとしても、入札価格の差を大きくしないと落札できなくなる。このため、談合を発覚させやすいよう、施工計画とその他の評価項目の配点を見直すことが適当である。

施工計画を求める総合評価方式は、事務負担軽減の観点もあって、平成20年度の96件から23年度は10件と大きく減少してきたが、工事の品質確保のほか、談合防止対策の観点からも効果があると考えられるので、拡大を検討すべきである。

ただし、施工計画を求める必要性の乏しいものまで対象とすることは、受発注者双方の事務量の増大を招くため、有益ではないと考えられるので、施工計画を求める対象工事の下限額を引き下げることが適当ではなく、難易度の高いものなどについての積極的な活用を考えるべきである。

ウ 総合評価方式における企業の評価点等の公表事項の制限

総合評価方式における各評価点（内訳）はこれまですべてが公表されてお

り、各事業者は、そのデータを蓄積することによって他者の評価点を類推していたことが明らかになった。

公表内容を合計点数のみとするなど、一定公表を制限することについて検討したが、受注者決定の根拠を非公開とすることは入札手続にかかる透明性が後退することや、合計点から評価項目ごとの配点が類推できるとの意見があり、公表内容は従来どおりでよいと考える。

② 談合の有無をチェックできる入札制度の見直し

県の入札では、低入札調査制度を適用する総合評価方式による場合を除いて、事業者から事前に入札価格の内訳の提出を求めている。しかも、その総合評価方式で求めている内容は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の4項目の金額のみである。

また、県による談合情報等対応マニュアルに則った事業者からの事情聴取において、入札価格に係る積算をしていない事業者が少なからずいることが確認されている。

入札において、工事費の積算をすることは入札に参加する事業者としての基本であり、入札の根拠となる工事費内訳書を提出させることが適当である。

これにより、談合の疑義が生じた場合のチェックに活用できるとともに、事業者の積算能力の向上や事業者にとって無理のない適正な価格で、落札者を決定することにも繋がると考える。

なお、工事費内訳書については、請負代金の工程払いや毎月払いに繋がるものが望ましいとの意見もあった。

③ 談合を行うに至った原因・背景に対応した入札制度の見直し

ア ダンピング受注の防止

(ア) 調査基準価格について

県が実施した事業者からの聞き取り調査では、談合を行うに至った理由、背景として、公共工事の発注量が急激に減少し、平成18年、19年に県内大手の事業者の倒産等が相次いだことや、そうした状況の下で、会社や従業員の生活を守るために確実な受注と工事利益を確保する必要があるため談合に参加せざるを得なかったとの声が多かった。

また、労務単価や資材単価の下落により現行の最低制限価格や低入札価格調査制度における調査基準価格では利益が出ないとして、これらの価格の引き上げを求める声も多かった。

県の調査基準価格は国の中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデルに準じて設定している。

今後、競争の激化に伴い、調査基準価格を下回る入札の増加等が予想される。いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障を生じさせかねないことに加え、公正な取引秩序をゆがめ、建設業の健全な発達を阻害する恐れがある。また、県における工事の監督の強化等、行政コストの増大を招く恐れもある。

このため、施工現場の実態等に応じた積算となっているか、また、現在

の調査基準価格や最低制限価格が妥当な基準となっているかを県において検証し、現在の調査基準価格や最低制限価格では個々の工事において無理な受注となっていることが確認されるのであれば、健全な競争による健全な利益の確保に資するよう、これらの基準を引き上げることが適当である。

(イ) 予定価格の上限拘束性について

県による事業者からの聞き取り調査では、予定価格の上限拘束性の廃止の意見があった。

予定価格は、地方自治法で予定価格の制限の範囲内とされており、その算定は実勢価格によることが基本であり、予定価格は、言わば標準的な額である。したがって、市場の動向によっては、市場価格が予定価格を上回る場合もあり得る。

予定価格を落札額の上限とする入札では、十分な利益を確保できない場合があることが談合の一因となっている可能性もある。このため、上限拘束性を廃止すべきとの考え方は、一考に値すると考える。

すべての入札者が予定価格を超過して不調となる入札はほとんどない本県の現状においては、法律の改正について当委員会で意見を出す必要はないと考えるが、県として法律改正を国に要望するにはしっかりとした根拠を示す必要があると思われる。

(ウ) 総合評価方式における評価値の算出方法の変更

県の総合評価方式における落札者の決定は、技術評価点を入札価格で除して得た評価値が最も高い者としている。これまでの県の例では、低い価格での入札が落札に繋がることとなっている場合が多く見受けられる。

技術評価点を価格で除する除算方式は、価格当たりの価値の最も高い事業者を選定することになる。しかし過度な価格競争が発生し、価格への信頼性が損なわれる懸念がある場合は、この方法はそぐわない。

価格評価点と技術評価点を足して算定した評価値により落札者を決定する加算方式による方が低価格入札による落札を回避できる可能性が高いことから、国や他県の事例を参照するとともに、過去の入札案件でシミュレーションを行い、その効果を検証し、試行のうえ、加算方式を採用することも検討することが適当である。

イ 事業者の経営力の強化（協業化及び合併の促進等）

公共工事の発注量の減少に比べ、事業者の減少割合は小さく、従前に比べ事業者の供給過剰の状態となっている。

ついては、事業者の経営力を強化し、経営の安定した事業者が増加するよう意欲のある事業者の協業化や合併が促進されるよう支援していく必要がある。

県においては、協業化や合併をした場合に、入札参加資格の格付や入札参加機会の確保に一定のメリットを付与しており、これらを周知するとともに、協業化等が進まない原因を把握・分析するなどにより、事業者の協

業等が促進されるよう必要な対策を検討することが適当である。

また、公共事業の大幅な伸びが見込めない中、新分野への進出についても支援していく必要がある。

④ 適切な入札手続の執行（総合評価方式の施工計画の審査手順の見直し）

発注者は、公正さを確保しつつ良質なモノを低廉な価格でタイムリーに調達し提供する「発注者責任」を今後ともしっかりと果たしていく必要がある。

今回の談合では、県における官製談合はなかったが、引き続き職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、決して官製談合が起こらない取組を進めていく必要がある。

現在、県における総合評価方式の施工計画の審査は、入札書（入札価格）の提出期限前に行われており、仮に職員から施工計画の評価点が漏れた場合は、それを踏まえての入札価格の決定ができることとなることから、そうし得ない仕組みとするよう、施工計画の審査は、入札価格の提出期限後で開札する前に行うように改める必要がある。

（２）ペナルティーの強化

今回の談合によって、独占禁止法違反とされた事業者のみならず、本県の建設業界全体に対し、県内外からの信用を損なう事態となり、社会に与えた影響は重大である。

本県にとって建設業は、地域の基幹産業であるとともに、地域防災力の要として重要な役割を担うべき存在であり、二度と今回のようなことがあってはならない。

建設業界自らもコンプライアンスの確立に向けて歩み始めており、今後の動きを見ていく必要があるが、県としても再発防止に向けて、ペナルティーの強化に取り組むことが重要である。

① 指名停止期間の見直し

独占禁止法違反に対する県の指名停止措置は、高知県建設工事指名停止措置要綱では、県発注工事では違反が認定された場合、３月以上14月以内である。今回の適用では、県発注工事での違反行為の場合、10月を標準とし、主導的な立場の場合は12月、再犯の場合は2月の加算を行っており、その結果、上限である14月に至った事業者がある。

県発注工事における現行の標準月数10月は、妥当なものと考えているが、全国的な状況（都道府県では、標準を12月以上としているところが36団体）も踏まえ、全国並みの12月とすることが適当である。

また、県の指名停止措置要綱の長期・短期の設定にあたっては、②及び③で述べる加算月数も考慮し、それぞれ引き上げを行うことが適当である。

なお、県発注工事以外の区分についても併せて見直しが必要であるし、独占禁止法違反よりも重い位置付けをしている同種の談合罪等についても同様の見直しを行うことが適当である。

② 独占禁止法における再度の違反に対するペナルティーの強化

ア 指名停止

指名停止措置に該当する違反行為等を一定期間内に再度行った場合は、指名停止期間を加算することとなっている。そのうち、独占禁止法違反の再度の加算の対象期間は3年で、加算措置は通常2月としている。

独占禁止法における再度の違反に対しては、特に厳しい措置で臨むことが適当である。

については、遡及対象期間を現行の3年から相当期間延長することや、加算月数を現行の2倍や標準月数の5割とするなどの検討をすることが適当である。

イ 賠償金

現行は請負代金額の20%（平成23年4月1日施行）であり、全国的にも多くの団体が適用している高い率である。

賠償金には、独占禁止法における再度の違反の約定はなく、再度の違反の場合には特に厳しい措置で臨むこととして、他県（7団体）に事例があるように加算条項を追加することが考えられる。

損害賠償の本質は懲罰的な意味合いを含まず、損害額を補てんするということである。他方、契約自由の原則から、当事者の合意により、公序良俗違反とならない範囲で損害賠償額を予定することは可能である。

こうしたことから、県の入札における調査基準価格及び最低制限価格の設定と落札率の状況を考慮した場合に、現行の請負代金額の20%を超える率の賠償金を課すことが適当か、また、再度の違反者とそうでない者とで契約条件を異なるものとするのが入札の公平性の観点から適当かなど、慎重に判断する必要がある。

③ 主導的立場に対するペナルティーの強化

主導的な立場に対するペナルティーとしては、指名停止で加算することとしている以外はない。

主導的な立場についても特に厳しい措置で臨むことが適当である。

指名停止の加算については、再度の違反と同程度とすることが適当である。

また、賠償金については、主導的立場に対する割増規定のある国や他県（7団体）の事例もあり、加算条項を追加することも考えられる。

このことについても、再度の違反に対するペナルティーの強化で述べていることと同様に、慎重に判断する必要がある。

なお、監督処分については、建設業法に基づく行政処分であり、影響も全国に及ぶものであることから、国の取扱いに準じて対処することが適当であり、県が独自の処分規定を設けることについては慎重になることが適当である。

④ その他のペナルティーの強化

独占禁止法違反に対しては、次のような措置も検討することが適当である。

ア 指名停止事由の追加

入札に関する指名を受けたことを他者に漏らした場合や談合情報等対応

マニュアルに基づく見積根拠資料提出や事情聴取に正当な理由なく応じない場合など、公正な入札を阻害する事由については、指名停止とすること

イ 総合評価方式における減点項目の新設

独占禁止法違反による指名停止を受けた場合には、一定期間、総合評価方式において、減点措置をとること

ウ 入札参加資格における地域点数の減点

入札参加資格における指名停止に関する減点の下限を引き下げること

(3) コンプライアンスの徹底

今般の独占禁止法違反により、建設業界は県民の信頼を著しく損ねることとなったが、建設業者による法令違反は毎年数件発生している。

現在、建設業界は談合の再発を防止し、県内外からの信頼を回復するため、業界あげてコンプライアンスの確立に取り組んでいるところであるが、独占禁止法にとどまらず、関係するすべての法令を遵守し、県民が建設業界に期待する役割を果たせるよう真摯に取り組んでいただきたい。

県においては、コンプライアンスの確立に向けた高知県建設業協会や事業者の取組を検証し、必要な支援を行うこと、また、事業者や職員を対象としたコンプライアンス研修を継続して実施するとともに、より多くの参加者が得られるよう工夫する必要がある。

さらには、事業者にコンプライアンス基本方針の策定を促し、策定できていない事業者は県の入札参加資格の格付けを下げるなど、コンプライアンスの徹底の意識づけを図る必要がある。

4. 終わりに

現在、高知県建設業協会では、本年1月に策定した改善計画書に基づき、協会内に新たに外部有識者で構成する倫理委員会が設置されるとともに、監視機能の強化を目的とした公益通報制度が創設されるなど、コンプライアンスの確立に向けた取組が進みつつある。今後さらにさまざまな取組を県民に示していただくとともに、それらの取組の検証を行いながら、PDCAサイクルによってより効果的な対策となるよう努めていただきたい。

独占禁止法の違反行為が認定された事業者においては、基本方針が策定され、社内外に関係法令遵守の宣言をするとともに、社内にコンプライアンスの推進を統括する組織を設置するなど、コンプライアンスの確立に向けた取組が見られる。今後、役員自らが率先して社内研修を行うなどにより、この基本方針が実効あるものとなるよう、役員はもちろん従業員全員の共通の課題として常に意識し行動していただきたい。

コンプライアンスの確立は、違反事業者・関係団体だけで成し得るものではなく、すべての建設業者を含む建設業界全体が、独占禁止法に限らず、関係する法令を遵守し、真剣に、かつ、継続的に取り組んでいく必要がある。

県にも、発注者として、また建設業者の監督官庁として、多くの建設業者による談合が行われたことについての責任がある。今後、今回のようなことが繰り返されることのないよう、談合防止対策を着実に推進していくとともに、建設業界の活動を検証・支援し、コンプライアンスの確立に向けて、取り組んでいただきたい。

本県の建設業は、社会資本整備の担い手であるばかりでなく、地域の基幹産業として、また、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害が発生した際には、地域防災力の要として県民の安全と安心を確保する公的な役割を担っている。

ついては、建設業界と県がともにコンプライアンスの確立に向けて真摯に取り組み、一日も早く県民から信頼される建設業界となることを願っている。

高知県談合防止対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)及び建設工事に係る委託業務(高知県公共工事等契約指針(平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達)第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。)における談合防止対策を検討するため、高知県談合防止対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、県が発注する建設工事及び委託業務に関し、談合防止に向けた対策その他入札契約制度の改善策等について検討し、知事に対して意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議は原則非公開とし、情報の公開に関しては、審議会等の会議の公開に関する指針(平成11年3月1日知事決定)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、土木部建設管理課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成24年1月24日から施行し、平成26年3月31日をもって廃止する。

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

高知県談合防止対策検討委員会 委員名簿（五十音順）

任期：H24. 2. 7 ～H26. 3. 31

氏 名	役 職 等	備 考
(委員長) 甫喜本 敏勝	自動車安全運転センター高知県事務所長、元高知県警察本部刑事部長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報等審査会委員
稲田 知江子	弁護士	高知県建設工事紛争審査会委員
大年 邦雄	高知大学教授 博士（工学） 防災工学ほか	高知県入札・契約監視委員会委員
坂本 征子	元（財）21世紀職業財団高知事務所長 元高知県立療育福祉センター長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報等審査会委員
下元 敏晴	弁護士	
村瀬 儀祐	高知工科大学教授 博士（商学） 会計学	高知県談合情報等審査会委員
山本 洋子	(有) 瑞穂不動産鑑定取締役 不動産鑑定士	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報等審査会委員
渡邊 法美	高知工科大学教授 Ph. D リスクマネジメント	高知県土木部総合評価委員会委員長

高知県談合防止対策検討委員会 審議経過

1. 第1回検討委員会 平成24年2月7日（火）

(1) 事務局説明

- ・公正取引委員会による立入検査の経緯及び今後の見込み
- ・高知県における建設業の状況
- ・高知県の入札契約制度
- ・全国の談合防止対策の実施状況
- ・県及び高知県建設業協会におけるコンプライアンスの取組
- ・県談合情報対応マニュアル

(2) 審議内容

- ・談合防止対策の基本的な方向について
- ・検討の進め方について
- ・具体的な検討項目について
- ・検討のスケジュールについて

2. 第2回検討委員会 平成24年2月13日（月）

(1) 事務局説明

- ・建設業の状況（完成工事高営業利益率の推移、産業別総生産構成比の推移など）

(2) 審議内容

- ・コンプライアンスの徹底について
- ・談合情報対応マニュアルの改訂について

3. 第3回検討委員会 平成24年2月20日（月）

(1) 事務局説明

- ・公正取引委員会の活動状況
- ・高知県入札・契約制度検討委員会（平成8年6月設置）による報告に対する取組
- ・昨年度公正取引委員会から行政処分を受けた3県の談合防止対策の取組状況

(2) 審議内容

- ・コンプライアンスの徹底について
- ・談合情報対応マニュアルの改訂について
- ・第1回取りまとめについて

4. 第4回検討委員会 平成24年6月22日（金）

(1) 事務局説明

- ・第1回とりまとめを受けての県の取組状況
- ・他県（山梨、石川、茨城）における公正取引委員会立入検査後の県の対応
- ・関係団体の研修計画等の内容
- ・高知県談合情報等対応マニュアル

5. 第5回検討委員会 平成24年11月5日（月）

(1) 事務局説明

- ・独占禁止法に基づく排除措置命令等の措置に伴う県の対応
- ・コンプライアンスの確立に向けた関係機関への要請

(2) 審議内容

- ・談合防止対策の検討の進め方について

6. 第6回検討委員会 平成24年11月16日（金）
- (1) 事務局説明
 - ・落札率の推移
 - ・入札・契約制度改正の概要
 - ・高知県発注工事において談合に参加した業者の聞き取り結果（中間）
 - (2) 審議内容
 - ・談合防止対策の視点について
 - ・談合防止対策のたたき台について
7. 第7回検討委員会 平成24年11月27日（火）
- (1) 事務局説明
 - ・高知県発注工事において談合に参加した業者の聞き取り結果（最終）
 - ・談合認定工事(52件)の落札率等
 - ・県内建設業の営業利益率の推移
 - ・出先機関における一般競争入札の状況
 - (2) 審議内容
 - ・入札制度の見直しについて
 - ・ペナルティーの強化について
8. 第8回検討委員会 平成24年12月7日（金）
- (1) 事務局説明
 - ・工事費の構成
 - ・設計価格及び調査基準価格
 - ・予定価格の決定方法に関する根拠規定等
 - (2) 審議内容
 - ・入札制度の見直しについて
 - ・ペナルティーの強化について
9. 第9回検討委員会 平成24年12月14日（金）
- (1) 審議内容
 - ・第2回取りまとめについて
10. 第10回検討委員会 平成25年1月15日（火）
- (1) 事務局説明
 - ・県の談合防止対策の骨子
 - ・県の談合防止対策の骨子に対する県議会企画建設委員会の意見
 - ・コンプライアンス研修の実施状況
 - ・最近の法令違反等の事例
 - (2) 審議内容
 - ・競争性の確保について
 - ・ペナルティーの強化について
11. 第11回検討委員会 平成25年1月22日（火）
- (1) 事務局説明
 - ・独占禁止法違反とされた事業者以外の事業者からの聞き取り調査の概要
 - (2) 審議内容
 - ・最終報告（案）について
12. 第12回検討委員会 平成25年1月28日（月）
- (1) 事務局説明
 - ・高知県建設業協会の改善計画書
 - ・37事業者の基本方針
 - ・国土交通省の再発防止対策検討委員会中間報告
 - (2) 審議内容
 - ・最終報告（案）について